

次の 3 つの課題 (I、II、III) から 1 題を選んで解答しなさい。

I 「会計に関する課題」

以下の問題 A か問題 B のいずれかを選択して解答しなさい。なお、問題 A と B のどちらを選択したか冒頭に必ず明示すること。

問題 A

別添の資料 1、資料 2、資料 3 の記事（日本経済新聞社 2025 年 7 月 3 日、7 月 4 日、7 月 5 日）では、「のれん」に関する、日本の会計基準（日本基準）と国際会計基準（IFRS）・米国会計基準の相違について述べられています。これを踏まえて、以下の問いに答えなさい。

1. 「のれん」とは何かを説明し、どのような場合に計上されるのかを述べなさい。
さらに、記事で紹介された「のれん計上額が大きい企業」の事例を参考に、巨額ののれんが計上されることのメリットとリスクについて、あなたの考えを述べなさい。
2. 日本基準では、のれんを 20 年以内で定期償却することが原則である一方、IFRS・米国会計基準では、定期償却を行いません。記事で示された規制改革推進会議や企業の意見を踏まえ、この相違が企業の財務戦略や投資家への情報提供にどのような影響を与えるかを論じなさい。
3. 記事によれば、IFRS における減損テストが企業に大きな負荷を与えています。減損テストの難しさや問題について説明した上で、どのような改善が望ましいか、あなたの考えを述べなさい。
4. 記事では、IFRS においてのれんを 6 つの構成要素に分解できることが紹介されています。「コアのれん」の考え方を手がかりに、のれんを資産としてどのように考えるべきか、あなたの考えを述べなさい。

【次ページに続く】

問題 B

別添の資料 4 は 2007 年に企業会計基準委員会より公表された『研究開発費に関する論点の整理』の本文を一部抜粋したものである。資料 4 を読んで以下の問いに答えなさい。

なお、資料 4 は 2007 年時点の会計基準等に基づいた論点整理であることから、現在の会計基準とは異なる会計処理および基準の文言を前提にしている箇所が存在するため、その点には留意すること。

1. 「仕掛研究開発」とは何か、簡潔に説明しなさい。
2. 2007 年時点の日本の会計基準において企業結合により取得した仕掛研究開発が費用処理されていた理由を説明しなさい。
3. 仕掛研究開発を資産計上する場合に考えられる論拠を答えなさい。
4. 下線部(①)について、なぜ企業結合で取得した識別可能な無形資産のすべてについて必ずしも資産計上が求められないのか、資料 4 の記述をもとに説明しなさい。また、企業結合に際して取得企業が取得対価を研究開発費等に配分するケースが限られると考えられる理由も併せて説明しなさい。

II 「法律（税法・会社法・その他関連法）に関する課題」

租税法において「所得税基本通達」・「法人税基本通達」などのいわゆる「基本通達」は、法律や政令等に明文の規定がない場合であっても、実務において重要な役割を果たしています。

また、納税者と課税庁との間の認識齟齬が裁判にまで発展する場合、基本通達の取扱いが争点となることも少なくありません。

これらのことを踏まえ、基本通達について、別添の資料 5 を参考にして以下の 3 点について論じなさい。

- ① 基本通達の意義（実務上の役割・意義）
- ② 基本通達の機能（具体的な運用上の機能）
- ③ 基本通達の課題（実務上顕在化する問題点）

【次ページに続く】

III 「ファイナンス・その他時事問題に関する課題」

別添の資料 6 をみて、以下の問に対する自分の考えを述べなさい。

国は女性の管理職比率を高めたく、女性活躍推進法を制定したが、女性の「管理職になりたい」とする割合は、男性と比べて低いままである。

1. 女性が管理職を希望する比率を高めるには、どうすればよいか？
 - 1-1. 国としての施策
 - 1-2. 企業としての対策
2. 女性の管理職比率が男性に比べて低いままだとどのような社会的・経済的・国際的なデメリットがあるか？

※別添資料は、著作権保護された素材（新聞記事等）を含むため、
掲載しておりません。